

真庭市における電子入札の運用の変更について（お知らせ）

新電子入札システムの運用開始に伴い、真庭市における電子入札の運用等について、次のとおり変更しますのでご注意ください。

（１）利用可能なＩＣカードについて

新電子入札システムでは、平成 29 年度において稼働中の電子入札システムで使用されている岡山県認証局発行のＩＣカードは使用できません。特定のＩＣカード発行会社が発行する「電子入札コアシステム対応電子証明書（ＩＣカード）」のみが使用可能です。

また、新ＩＣカードを所有の事業者様は、電子入札に参加する際には、必ず新電子入札システムであらかじめ利用者登録をしていただく必要があります。

（２）指名競争入札について

新電子入札システムでは、指名を受けた事業者様には指名通知書が発行された旨のメールが届き、新電子入札システムにアクセスし指名通知書の内容を確認後に、入札書の提出が可能となります。

このため、入札書受付開始時間において、指名通知書の内容を確認していない事業者様につきましては、入札ができませんのでご注意ください。

（３）物品の随意契約（少額案件）について

新電子入札システムにおいて、物品の見積合わせ案件のみに参加される事業者様は、これまでどおりＩＣカードを使用しない簡易認証を利用することが可能です。簡易認証を希望される場合は、簡易認証利用申請書を真庭市に提出してください。

※様式は「岡山県電子入札共同利用システム ポータルサイト」にて取得可能

（４）トラブル発生時の対応について

ＩＣカードのトラブルにより入札書の提出ができなくなった場合は、事業者様に原因がない場合に限り、あらかじめ発注者の承諾を得て書面入札に切り替えることができます。

なお、財産活用課窓口を設置していた来庁者用端末は、平成 30 年 4 月 1 日から廃止します。